

## 吹田市事業協同組合に係る入札参加者資格審査に関する特例要領

制 定 平成22年10月1日

(目的)

第1条 この要領は、総務部契約検査室が所掌する工事契約についての事業協同組合の受注機会の確保を図るため、吹田市契約の相手方の資格及び選定方法に関する規程に基づき競争入札参加資格を審査する場合における事業協同組合の総合点数の算定方法等に関する特例を設けることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「事業協同組合」とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に基づく事業協同組合であって、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているもののうち、市内に住所を有するものをいう。

2 この要領において「審査対象者」とは、事業協同組合が次の各号のいずれにも該当する者のうちから指定した者をいう。この場合において、審査対象者の数は10を超えてはならないものとする。

- (1) 当該事業協同組合の組合員であること。
- (2) 当該事業協同組合の理事又は当該事業協同組合の理事が役員になっている法人であること。
- (3) 当該事業協同組合の希望工事業種に属する工事を施工することについて建設業法第3条第1項の許可を受けている者であること。
- (4) 吹田市競争入札参加資格が認定されている者であること。

(総合点数の算定方法に関する特例)

第3条 事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 年間平均完成工事高の評点は、当該事業協同組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高の和を用いて行う。
- (2) 自己資本額及び利益額の評点は、当該事業協同組合及び各審査対象者の自己資本額及び利益額のそれぞれの数値の和を用いて行う。
- (3) 経営状況の評点は、当該事業協同組合及び各審査対象者の経営状況の評点の平均値（少数点以下第1位を四捨五入した値）とする。
- (4) 希望工事種別ごとの技術職員数及び年間平均元請完成工事高の評点は、当該事業協同組合及び各審査対象者の希望工事種別ごとの技術職員数及び年間平均元請完成工事高のそれぞれの和を用いて行う。
- (5) その他の審査項目（社会性等）の評点は、当該事業協同組合及び各審査対象者の点数の平均値（少数点以下第1位を四捨五入した値）とする。

(特例の適用の申請)

第4条 前条の規定は、事業協同組合が入札参加を希望する業種のうち、当該事業協同組合が受けた適格組合証明に係る建設工種の種類に該当し、かつ、同条による特例の適用を希望する旨の申請をしたものについて適用するものとする。

2 前項の申請は、毎年2月15日（その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、これらの日の翌日とする。）までに、事業協同組合に係る特例措置の適用に関する申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添付して行うものとし、その適用期間は、当該年の4月1日から1年間とする。

- (1) 官公需適格組合であることを証する書面の写し
- (2) 事業協同組合の役員名簿
- (3) 組合員名簿
- (4) 審査対象者の住所、商号又は名称、代表者及び役員の氏名
- (5) 審査対象者の経営事項審査に係る総合評定値通知書の写し
- (6) その他別に定める書類

(変更等の届出)

第5条 第3条の適用を受ける事業協同組合は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならないものとする。

- (1) 審査対象者が、第2条第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 前条第2項各号に掲げる事項に変更があったとき。
- (3) 適格組合証明を取り消されたとき。

2 事業協同組合から前項の規定による届出があった場合又は前項各号のいずれかに該当することとなった事実を確認した場合において必要があると認められるときは、第3条の規定の適用を変更し、又は取消することができるものとする。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行し、平成22年度分の資格審査について適用する。ただし、第2条第2項第4号及び第4条第2項（各号列記以外の部分に限る。）の規定については、平成23年度分の資格審査から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月19日から施行する。

別記様式

年 月 日

吹田市長 宛

申請者 所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

事業協同組合に係る特例措置の適用に関する申請書

このことについて、吹田市事業協同組合に係る入札参加者資格審査に関する特例要領第4条の規定に基づき、申請します。

記

特例の適用を希望する工事種別	工事	工事
審査対象者名	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	